

湊地区水資源問題に係る検討委員会からの中間報告

1 総括

平成 24 年 5 月まで 8 回開催された湊地区での市民との意見交換会では、近年の下水道施設整備による使用上水量の増大に加え、一昨年の東日本大震災による地下水等の水源異常や、簡易水道等の導水管老朽化対策など、水資源に関する多くの意見が寄せられました。

当該地区の水資源問題については、これまでも文教厚生委員会及び建設委員会において議論されてきた経過にありますが、市議会ではこれを緊急的対応を要する課題であると認識し、課題解決に向けた方向性を議会が示せるよう、湊地区水資源問題に係る検討委員会を設置しました。

湊地区水資源問題に係る検討委員会では、平成 24 年 7 月 17 日に初会合を開き、同月 23 日及び 8 月 3 日の両日で湊地区の水資源に関して市長側で調査・研究・検討した経過に係る資料の提供とその説明を受け、8 月 17 日に湊地区における先行事例及び水源等の現地調査を実施しました。また 10 月 9 日には、福島大学の川越清樹 准教授から、実態研究セミナーで今後の展望を含めてご指導いただき、さらに同月 18 日には、湊地区における水資源の現状をテーマに、湊地区区長会との懇談会を開催し、意見を頂戴したところです。

その後、11 月 14 日に湊地区で開催された第 9 回市民との意見交換会をはさみ、11 月 2 日から 7 回にわたって委員間で討議しながら、平成 25 年 1 月 30 日には、改めて市長側で現地調査した結果を踏まえた現状の説明を受け、委員会の合意形成に努めてきました。

今後は、5 月に湊地区で開催される第 10 回市民との意見交換会での意見を踏まえ、議会の最終案をまとめるため、委員間討議を基軸に検討を進めていきます。

2 経過及び予定

年	月 日	内 容
平成 24 年	7 月 17 日	○第 1 回委員会（正副委員長の互選、委員席の決定、今後の進め方）
	7 月 23 日	○第 2 回委員会（委員及び委員席の変更、湊地区の水資源に係る検討経過や実態等の説明、今後の進め方）
	8 月 3 日	○第 3 回委員会（湊地区の水資源に係る検討経過や実態等の追加説明、市長側の検討経過等の説明を受けての委員間討議、今後の進め方）
	8 月 17 日	○第 4 回委員会（現地調査：笹山集落と経沢集落での飲料水供給施設整備の先行事例、中田集落 2 カ所と崎川集落 2 カ所での水源・給水等の現況）
	10 月 9 日	○第 5 回委員会（実態研究セミナー：福島大学共生システム理工学類・川越清樹准教授＝湊地区における水資源の現状と今後の展望）

（平成24年）	10月18日	○第6回委員会（湊地区区長会との懇談会：湊地区における水資源の現状）
	11月2日	○第7回委員会（現地調査と実態研究セミナー、懇談会を受けての委員間討議、今後の進め方）
	11月12日	○第8回委員会（これまでの全体的な経過を踏まえた委員間討議、今後の進め方）
	11月14日	■第9回市民との意見交換会（湊地区・第2班担当）
	12月21日	○第9回委員会（湊地区での市民との意見交換会を踏まえた委員間討議、今後の進め方）
平成25年	1月16日	○第10回委員会（委員間討議による合意形成、今後の進め方）
	1月23日	○第11回委員会（委員間討議による合意形成、今後の進め方）
	1月30日	○第12回委員会（湊地区の水資源に係る実態等の説明、委員間討議による合意形成、今後の進め方）
	2月6日	○第13回委員会（委員間討議による合意形成、今後の進め方）
	4月15日	○第14回委員会（議員全員協議会への中間報告、今後の進め方）

《参 考》

平成25年2月6日（第13回委員会）現在

湊地区水資源問題に係る検討委員会
委員間討議による合意形成の結果

NO	視点・論点	合 意 内 容	備 考
0	討議の前提条件	対象集落の定義は、「現時点で市民が現に居住し、かつ市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が困難な集落」とする	第9回委員会で確認
1	課題解決の完成形	対象集落での飲料水のあるべき姿は、「蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態」である	第9回委員会で確認
2	施設の整備主体	衛生的な飲料水供給は生活するための最低限の社会資本であることから、対象集落での施設整備は、これまでの市の補助制度による集落主体ではなく、給水区域と同様に市の責任で行うべきものである	第9回委員会で確認
3	整備に向けた対応	整備に当たっては、利用者の応分の負担を前提として対象集落の住民意向に寄り添い、計画的かつ着実に市が課題の解消を図るべきである	第13回委員会で確認
4	整備後の展望	整備後については、市と住民の協働のもと、それぞれの責任を明確にし、施設の適切な維持管理に努めることが望まれる	第13回委員会で確認
5	地区全体の将来像	対象集落の課題解決した後は、将来に向けてさらに安定的な飲料水供給が可能となるよう努めることが望まれる	第13回委員会で確認